

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人国立文化財機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

独立行政法人国立文化財機構役員報酬規程により、役員に支給される報酬のうち、勤勉手当については勤務成績に応じて、成績区分(成績率)を変更することができるとしている。なお、平成24年度においては、特に顕著な業績や失態がなかったと判断し、標準の成績区分による支給を行った。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 国の臨時特例法を受け、役員報酬の見直しを行い、国の給与水準に合わせた報酬の減額を実施した。地域手当については、勤務地に応じ4級地(10%)の支給率(国の給与水準と同様)のままとした。

理事 国の臨時特例法を受け、役員報酬の見直しを行い、国の給与水準に合わせた報酬の減額を実施した。地域手当については、人件費削減のため、国の給与水準に合わせた増額改定は行わず、勤務地に応じ1級地(17%)、4級地(9%)の支給率に据置きた。

監事 (非常勤) 非常勤役員手当の月額額は120,000円のままで、改正は行っていない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,637	千円 10,654	千円 3,918	千円 1,065 (地域手当)			※
A理事	千円 14,243	千円 9,030	千円 3,498	千円 1,535 (地域手当) 180 (通勤手当)		H25.3.31	*
B理事	千円 13,216	千円 9,030	千円 3,324	千円 813 (地域手当) 49 (通勤手当)			*
C理事	千円 14,307	千円 9,030	千円 3,532	千円 1,573 (地域手当) 172 (通勤手当)			◇
A監事 (非常勤)	千円 1,440	千円 1,440	千円 0	千円 0 ()			
B監事 (非常勤)	千円 1,440	千円 1,440	千円 0	千円 0 ()			

注1:「地域手当」とは、本機構の各施設が所在する地域における民間の賃金水準等を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、施設ごとに定めた率を基本給にかけて算出した手当である。

注2:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	3,142	2	6	H23.9.30	1.0	独立行政法人評価委員会において、在職期間中の法人・個人業績により決定された左の業績勘案率に基づき支給額を決定した。	※
監事 (非常勤)						該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、取り組む。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、業務の実績を考慮し、かつ、社会一般情勢(国家公務員の給与水準)を考慮し、学歴、試験、経験及び職務の責任の度合いを基に給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたって、規程に基づく勤務の評定、または業務において特に優秀な成績を修めた職員の勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
昇格	勤務成績良好かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
昇給	勤務評定の結果等を踏まえ、職員の勤務成績に応じて5段階(0～8号俸)の区分により昇給させることができる。
賞与(勤勉手当)	基準日(6月1日、12月1日)以前6ヶ月以内の期間における勤務の評価等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与水準(人事院勧告等)に準拠し、下記改定を行った。

1. 号俸の調整(平成24年4月1日)

- 36歳(平成24年4月1日現在)に満たない職員について、その号俸を1号俸上位に調整
- 30歳(平成24年4月1日現在)に満たない職員について、その号俸を2号俸上位に調整

2. 国の臨時特例法に準じた給与臨時特例措置(実施期間:平成24年4月～平成26年3月) (職員について)

基本給表関係の措置の内容

- ・施設の長、一般職7級以上、研究職5級以上 $\Delta 9.77\%$
- ・一般職3級以上6級以下、研究職3級・4級、技能労務職4級以上 $\Delta 7.77\%$
- ・一般職2級以下、研究職2級以下、技能労務職3級以下 $\Delta 4.77\%$

諸手当関係の措置の内容

- ・管理職手当の減額 $\Delta 10\%$
- ・期末・勤勉手当の減額 $\Delta 9.77\%$
- ・地域・広域異動手当の減額 (基本給の減額率に準じる)

その他、国と異なる措置は無し

(役員について)

「職員について」と同様(基本給の削減率は施設の長と同様)

3. 昇格制度の改正(平成25年1月1日)

- 高位の号俸から昇格した場合の基本給の増加額を縮減

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

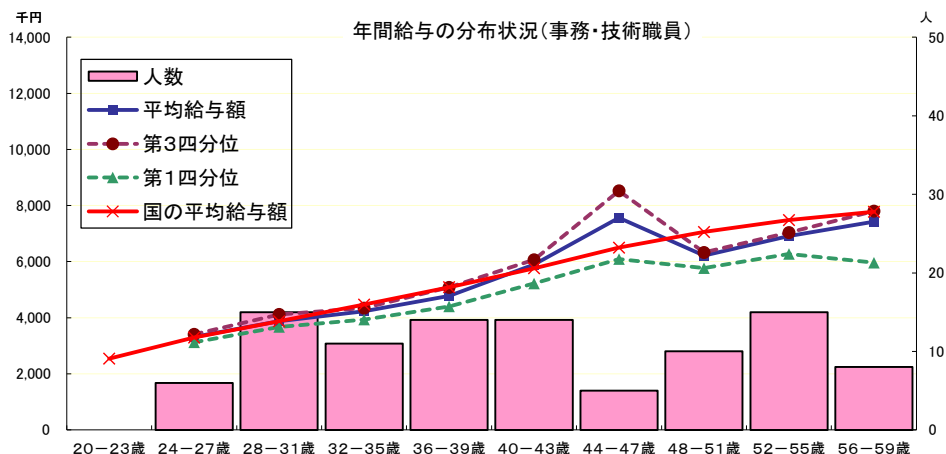
区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	276	44.4	6,850	5,262	150	1,588
事務・技術	98	41.6	5,643	4,324	162	1,319
研究職種	161	44.9	7,736	5,949	141	1,787
技能・労務職種	17	56.0	5,413	4,162	162	1,251
任期付職員	4	59.8	12,248	9,310	70	2,938
研究職種	1	-	-	-	-	-
施設の長	3	68.8	14,700	11,078	85	3,622
再任用職員	3	62.2	3,278	2,839	172	439
事務・技術	1	-	-	-	-	-
研究職種	2	-	-	-	-	-
非常勤職員	14	49.5	4,281	3,235	123	1,046
事務・技術	8	56.5	3,457	2,609	102	848
研究職種	5	40.1	5,835	4,401	136	1,434
技能・労務職種	1	-	-	-	-	-

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 技能・労務職種は、博物館において警備等を担当する職種(衛士)である。

注3: 個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、該当者が2人以下の区分については記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

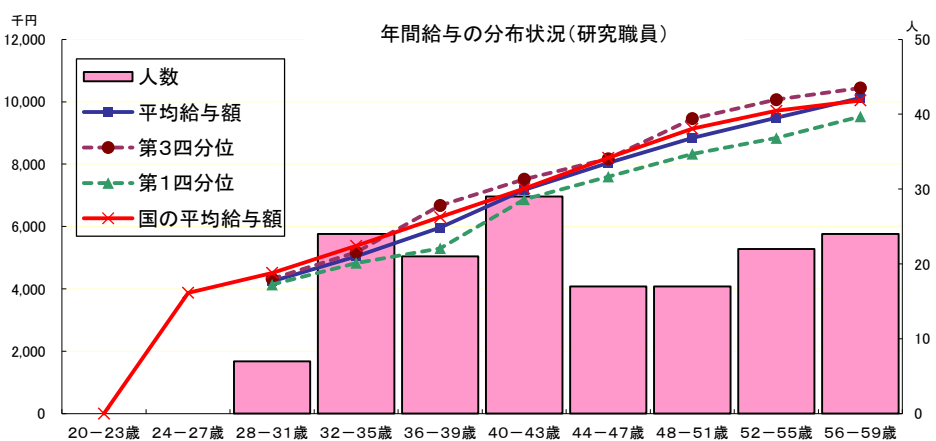


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
本部部長	1	-	-	-	-	-	-
本部課長	1	-	-	-	-	-	-
本部課長補佐	1	-	-	-	-	-	-
本部主任	1	-	-	-	-	-	-
本部係員	3	30.2	-	-	4,004	-	-
地方部長	3	53.8	-	-	10,013	-	-
地方課長	7	50.4	6,940	7,700	8,464	-	-
地方課長補佐	11	52.6	6,294	6,696	7,002	-	-
地方係長	28	46.0	5,253	5,692	6,066	-	-
地方主任	17	39.3	4,291	4,782	5,219	-	-
地方係員	25	30.5	3,595	3,832	4,078	-	-

注:個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、該当者が4人以下の職位については、第1・第3分位を、該当者が2人以下の職位では、平均年齢及び平均額についても記載していない。



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
地方研究部長	14	56.5	9,896	10,191	10,605	-	-
地方研究課長	10	56.1	9,217	9,850	10,443	-	-
地方主任研究員	90	46.2	7,140	8,035	9,063	-	-
地方研究員	43	34.5	4,624	5,002	5,311	-	-
副館長・副所長	4	58.5	-	10,807	-	-	-

注:個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、該当者が4人以下の職位については、第1・第3分位を、該当者が2人以下の職位では、平均年齢及び平均額についても記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		-	事務局長 副館長	副館長	部長	課長	課長 室長/課長補佐	室長/課長補佐 係長/専門職員	係長/専門職員 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	98	-	1 (1.0%)	1 (1.0%)	2 (2.0%)	4 (4.1%)	7 (7.1%)	13 (13.3%)	34 (34.7%)	28 (28.6%)	8 (8.2%)
年齢(最高 ~最低)		-	-	-	-	56~43	57~40	57~46	58~36	41~28	28~24
所定内給 与年額(最高 ~最低)		-	-	-	-	6,601~5,959	6,699~4,711	5,219~4,661	4,757~3,000	3,804~2,740	3,070~2,374
年間給与 額(最高 ~最低)		-	-	-	-	8,588~7,801	8,495~6,328	7,002~6,268	6,270~3,991	4,918~3,544	3,849~3,089

注:個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、該当者が2人以下の職級については記載していない。

(研究職種)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		副館長	部長/課長 上席研究員/室長	室長 主任研究員	室長 主任研究員	研究員	-
人員 (割合)	161	1 (0.6%)	53 (32.9%)	39 (24.2%)	33 (20.5%)	35 (21.7%)	-
年齢(最高 ~最低)		-	59~47	54~40	44~34	38~29	-
所定内給 与年額(最高 ~最低)		-	8,377~6,450	6,961~5,418	5,825~3,861	4,317~2,879	-
年間給与 額(最高 ~最低)		-	11,231~8,486	8,900~7,048	7,517~5,175	5,631~3,879	-

注:個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、該当者が2人以下の職級については記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	54.4	57.9	56.3
	最高~最低	48.6~44.3	44.7~40.5	44.7~42.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	64.8	67.5	66.2
	最高~最低	41.1~32.0	37.8~29.5	39.4~30.7

(研究職種)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	54.5	58.8	56.8
	最高~最低	49.5~34.4	44.8~33.6	47.0~34.1
一般 職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	64.4	67.5	66.0
	最高~最低	41.8~32.7	37.8~30.0	38.2~31.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職種)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	96.5
対他法人	90.7

(研究職種)

対国家公務員(研究職種)	97.7
対他法人	96.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 96.5	
	参考	地域勘案 92.0 学歴勘案 95.2 地域・学歴勘案 91.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未達となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 91.7% (国からの財政支出額 14,511,848千円、支出予算の総額 15,821,387千円: 平成24年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は91.7%と50%を上回っているが、対国家公務員指数は国を3.5ポイント下回っており、給与水準は適正と言える。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	【検証結果】 該当なし	
	引き続き適正な給与水準を維持する	

○研究職種

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 97.7	
	参考	地域勘案 100.2 学歴勘案 97.2 地域・学歴勘案 99.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未達となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 91.7% (国からの財政支出額 14,511,848千円、支出予算の総額 15,821,387千円: 平成24年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は91.7%と50%を上回っているが、対国家公務員指数は国を2.3ポイント下回っており、給与水準は適正と言える。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	【検証結果】 該当なし	
	引き続き適正な給与水準を維持する	

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 23年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,403,199	2,607,399	△ 204,200 (△7.8)	△ 204,200 (△7.8)
退職手当支給額 (B)	84,836	171,959	△ 87,123 (△50.7)	△ 87,123 (△50.7)
非常勤役職員等給与 (C)	837,963	839,375	△ 1,412 (△0.2)	△ 1,412 (△0.2)
福利厚生費 (D)	422,216	424,818	△ 2,602 (△0.6)	△ 2,602 (△0.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	3,748,214	4,043,551	△ 295,337 (△7.3)	△ 295,337 (△7.3)

注:「非常勤役職員等給与」においては、人材派遣契約に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「15 役員及び職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」は対前年度比で7.8%減となった。これは、定年退職者の後任補充の一部見合わせ、管理職員の兼務による人員削減を継続したことのほか、一部地域での地域手当の据置きを実施したこと、また、国家公務員の給与水準の見直しに準拠し国の臨時特例法の実施による法人の給与水準を見直したことによるものである。なお、臨時特例法に基づいた予算の削減額は△202,117千円(役員△6,113千円、事務・技術職△61,143千円、研究職△127,506千円、技能・労務職△7,355千円)である。

「最広義人件費」は対前年度比で7.3%減となった。減額の理由としては、上記の方法により「給与、報酬等支給総額」を削減できたこと、定年退職者の人数が少なかったことにより「退職手当支給額」が減額となったことが挙げられる。なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づいた削減額は△4,667千円である。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から以下の措置を講じた。

- ・役員の退職手当支給率を12.25/100に引き下げ
- ・職員の退職手当支給率を98/100に引き下げ